

西臼杵広域行政事務組合医師・薬剤師・看護師修学資金貸与条例

令和5年12月25日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、西臼杵広域行政事務組合が設置する高千穂町国民健康保険病院、日之影町国民健康保険病院及び五ヶ瀬町国民健康保険病院(以下「三公立病院」という。)において、将来、医師、薬剤師又は看護師の業務に従事しようとするものに対し、修学等に要する資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、三公立病院における医師、薬剤師及び看護師の人員の充実を図ることを目的とする。

(貸与を受ける対象者)

第2条 病院事業管理者(以下「事業管理者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者から申請があった場合、その者に無利息で修学資金を貸与することができるものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学の医学又は薬学を履修する課程に進学又は在学する者であって、将来、医師又は薬剤師として三公立病院に勤務する意志を有しているもの

(2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条に規定する大学、学校又は看護師養成所に進学又は在学する者であって、将来、看護師として三公立病院に勤務する意志を有しているもの

2 事業管理者は、前項の規定に基づく申請があった者のうちから、規則で定めるところにより選考して、毎年度予算の範囲内において修学資金を貸与する者を決定するものとする。

(修学資金の貸与額等)

第3条 修学資金の貸与額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の対象者 月額10万円

(2) 前条第1項第2号の対象者 月額5万円

2 前項に規定するもののほか、入学資金として、前条第1項に規定する大学、学校又は看護師養成所(以下「大学等」という。)に入学金として納める額に2分の1を乗じて得た額を貸与することができる。ただし、次の各号の額を限度として貸与するものとする。

(1) 前条第1項第1号の対象者 100万円

(2) 前条第1項第2号の対象者 20万円

3 修学資金の貸与の方法は、規則で定める。

(貸与期間)

第4条 修学資金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、貸与決定通知書で定める月から大学等を卒業する日の属する月までとする。ただし、正規の修学期間を限度とする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則の定めるところにより、当該貸与に係る債務を連帯して負担する2人の保証人を立てなければならない。

(貸与の中止)

第6条 事業管理者は、第2条第2項の規定により修学資金の貸与を決定した者(以下「修学生」という。)が規則で定める事由に該当することとなったときは、当該事由に該当することとなった日の属する月の翌月分からの修学資金について、貸与を中止するものとする。

(返還)

第7条 修学資金の返還の債務の履行が始まる月(以下「返還開始月」という。)は、第4条又は前条の規定により貸与期間が終了した月の翌月から起算して3月を経過した月とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により修学資金の返還の債務の履行が猶予されている者の返還開始月は、当該債務の履行の猶予が終了した日の属する月の翌月から起算して3月を経過した月とする。

3 修学生は、修学資金を返還開始月から起算して貸与期間の2分の1に相当する期間を経過するまでの間において事業管理者が定める期日までに返還しなければならない。

(返還の猶予)

第8条 事業管理者は、修学生が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間(以下「返還猶予期間」という。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の臨床研修を行っている場合

(2) 臨床研修の修了後続けて専門研修(臨床研修を修了した者が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。)を受けている場合、当該専門研修を受けている期間。ただし、5年間を限度とする。

(3) 三公立病院に勤務するために必要な免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、大学等を卒業後、3年を限度とする。

(4) 災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると事業管理者が認める場合。ただし、事業管理者が必要と認める期間とする。

(返還債務の免除)

第9条 事業管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

(1) 医師 前条に規定する返還猶予期間の終了後、直ちに三公立病院の医師とし

て勤務し、その勤務した期間が3年に達したとき。

- (2) 薬剤師 貸与期間の終了後又は前条に規定する返還猶予期間の終了後、直ちに三公立病院の薬剤師として勤務し、その勤務した期間が貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。
- (3) 看護師 貸与期間の終了後又は前条に規定する返還猶予期間の終了後、直ちに三公立病院に勤務し、その勤務した期間が貸与期間の1.5倍に達したとき。
- (4) 前3号に規定する勤務期間中に公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職(当該理由により退職する場合で、将来にわたって三公立病院の業務に従事することができないと事業管理者が認める場合を含む。)となったとき。

- 2 事業管理者は、修学生が死亡したとき、又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなったと認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- 3 事業管理者は、修学生が第1項第4号に規定する理由以外の理由で退職することとなったときで、必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

(延滞利息)

第10条 修学生は、正当な理由なく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1年を経過する日までの期間については、7.3パーセント)の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、事業管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に高千穂町国民健康保険病院医師修学資金貸与条例(平成25年高千穂町条例第13号。以下「医師修学資金条例」という。)又は高千穂町国民健康保険病院薬剤師修学資金貸与条例(平成29年高千穂町条例第3号。以下「薬剤師修学資金条例」という。)の規定により、高千穂町長から貸与の決定を受けている者に係る修学資金の貸与及び返還については、この条例の規定にかかわらず、医師修学資金条例又は薬剤師修学資金条例の規定によるものとする。